

# 日本ペット訪問火葬協会 定款

平成20年1月17日作成

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本会は日本ペット訪問火葬協会と称する

### 第2条(事務所)

本会は、主たる事務所を ペットメモリアル東京 本社内に置く  
2 前項のほか、従たる事務所をECOアース株式会社 ペットPaPa 本社内に置く

## 第2章 目的及び事業

### 第3条(目的)

本会は、会員の運営管理の適正化を推進し、ペット訪問火葬業界の健全な発展を図り、消費者が安全かつ安心してセレモニーを委託できる環境の構築・維持に寄与することを目的とし、(人とペットの共栄)を目指す

### 第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) ペット訪問火葬に関する自主規制の策定・運用
- (2) ペット訪問火葬に関する実態調査・研究
- (3) ペット訪問火葬に関する広報・啓蒙
- (4) ペット訪問火葬に関する教育研修
- (5) ペット訪問火葬に関する相談・指導
- (6) ペット訪問火葬を行う事業者に対する認証業務
- (7) 災害時におけるペット火葬に関する地方公共団体等への協力
- (8) その他本会の目的を達成するための事業

## 第3章 会員

### 第5条(会員の種別)

本会の会員は正会員、賛助会員、特別会員とする

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、本会を賛助する個人及び団体
- (3) 特別会員 理事会が必要と認めた個人及び団体

#### 第6条(入会)

正会員及び賛助会員として入会しようとする者は入会の申し込みをなし、理事会の承認を得なければならない

#### 第7条(入会金及び会費)

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

#### 第8条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する

- (1)退会届を提出したとき
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)会費を滞納し、滞納通知書の送付後も会費の支払いがないとき
- (4)除名されたとき

#### 第9条(退会)

会員で退会しようとするものは、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる

#### 第10条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当するときには、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる

- (1)定款及び本会の定める業務運営基準に違反したとき
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### 第11条(拠出金品の不返還)

既納の入会金及び会費その他の拠出金品は、その理由の如何を問わず返還しない

### 第4章 役員

#### 第12条(種別及び定数)

本会に、次の役員を置く

- (1)理事 3名以上10名以内
  - (2)会計監査 1名以上3名以内
  - (3)監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち、理事長を1名置く

#### 第13条(選任等)

役員は総会において正会員の中から選任する

- 2 理事長は、理事会の互選とする
- 3 役員任期は2期とする。ただし、再任を妨げない

## 第14条(職務)

理事長は、本会を代表し、その業務を総理する

- 2 理事は理事長を補佐し、理事長が欠けたときには、その職務を代行する
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する
- 4 会計監査は会計を監査する
- 5 監事は会務を監督する

## 第15条(解任)

役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議を経て役員を解任することが出来る

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

## 第5章 会議

### 第16条(会議)

本会の会議は、総会及び理事会とする

2 総会は毎年1回開催し、正会員の2分の1以上の出席及び委任状をもって成立し、本会の次の事項を決定する

- (1)役員を選任
  - (2)予算及び事業計画
  - (3)決算
  - (4)その他必要なこと
- 3 臨時総会は理事会または3分の1以上の正会員の要求があれば召集することができる
- 4 理事会は必要に応じて理事長が召集し、本会の次の事項を決定する
- (1)理事長の選出
  - (2)入会希望者の承認
  - (3)会員の除名の決議
  - (4)予算案及び事業計画案の審議
  - (5)決算の審議
  - (6)その他必要なこと

### 第17条(会議の構成等)

会議は、正会員をもって構成し、出席者の過半数の賛成をもって決議される

2 会員は、その議決権を委任状によって行使することができる。また、やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる

## 第6章 会計

### 第18条(会計)

本会の収入は、次の各号をもって構成する

- (1)年会費

- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### 第19条(資産の管理)

本会の資産は事務局が管理する

#### 第20条(事業計画及び予算)

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度ごとに事務局が作成し、理事会又は総会の議決を経なければならない

#### 第21条(予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会又は総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる

#### 第22条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

### 第7章 雑則

#### 第23条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

#### 附則

- 1 この定款は、平成20年1月17日から施行する
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする  
理事 藤本 政光(株式会社ジャパンペットセレモニー 代表取締役社長)  
理事 高橋 達治(ECOアース株式会社 ペットPaPa 代表取締役)
- 3 本会の入会金及び会費は、次に掲げる額とする
  - (1) 正会員及び賛助会員 入会金 30,000円 年会費 20,000円
  - (2) 特別会員 入会金・年会費 なし

平成20年1月17日 制定

平成21年2月27日 変更

平成23年6月29日 変更